

## 第74回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成23年5月9日（月）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 石橋 明広    3番 小原 晋輔    4番 高西 史郎    5番 潮 秀男    6番 安田 浩 7番 松原 幹人    8番 隠樹 赳    9番 森中 喜輝    10番 角田 忠雄    12番 遠藤 泰三 13番 松林 貢    14番 井田 正    15番 唐来 新市    16番 竹中 忠美
欠席委員	2番 福田 司    11番 林原 成子    17番 倉敷 敏成（部会長）
事務局	田村事務局長 大許農務係長 宅和主幹 道下主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 農地職務代理あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第6号 農業委員会のおっせんに基づく農地の交換申立について イ 第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第9号 米子市農用地利用集積計画の決定について 5 報告事項 （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について （2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

- ( 3 ) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- ( 4 ) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- ( 5 ) 農地転用現況確認書の交付について
- ( 6 ) 県農業会議員の事務報告
- ( 7 ) その他

開 会 午後 1 時 3 0 分

( 農地法各条申請地調査 )

議長 ( 石橋委員 )

今回、倉敷部会長が欠席されていますので、私が議長を務めることになりましたのでよろしくお願いします。

そういたしますと、現地調査に引き続き第 7 4 回農地部会を開催いたします。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 石橋委員 )

それでは、議席番号 4 番の高西史郎委員さんと、議席番号 5 番の潮秀男委員さんをお願いいたします。

また、今日の欠席は、議席番号 2 番の福田司委員、議席番号 11 番の林原成子委員、議席番号 17 番の倉敷敏成部会長の 4 名で  
ございます。

それでは審議に入ります。初めに 3 ページの議案第 6 号をお願いいたします。

農業委員会のあるに基づく農地の交換申立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員会等に関する法律第  
6 条第 2 項第 2 号の規定による交換あっせんをしたいので審議を求めます。

4 ページの番号 2 について、事務局から説明してください。

事務局（道下主幹）

番号2のあっせん交換申し立てについて説明いたします。詳細は議案のとおりでございます。

本件は、それぞれの自宅から耕作地までの距離を短縮し、耕作の利便を向上させるため、農地交換のあっせんに申し立てられたものです。

交換相手の一人が、農地法3条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

ただいま、番号2について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、あっせんするものといたします。

続きまして5ページの議案第7号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

6ページ、番号11の泉について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号11の泉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は209aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さんは今日は、福田司委員さんでありまして、本日は欠席でございます。事務局のほう何か聞いておられますか。

事務局（道下主幹）

委員さんの方に確認いたしましたところ譲渡人のほうが、仕事の関係で広島在住でありまして耕作の方はなかなか難しいということで今回の申請になったのではないかということでした。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号12の高島について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号12の高島について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は174aです。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番（森中委員）

譲渡人さんが高齢化のために農業が困難だということで、譲受人が規模拡大のために売買によって取得されるものです。

許可要件については、なんら問題はないと思っております。ご審議を方をよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

議長（石橋委員）

続きまして、番号 13 の両三柳について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号 13 の両三柳について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため、営農に便利な自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 43a となります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8 番（隠樹委員）

譲受人が、経営規模拡大のため、営農に便利な自宅近くの農地 308㎡を売買により取得しようとするものです。

譲渡人からの希望により、売買するものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号 14 の淀江町西原につきましては、さきほどあつせん議案にあった案件でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号 14 の淀江町西原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は農地交換の案件です。耕作の利便を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものです。取得後の経営面積は 61a と 11a となります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（唐来委員）

譲渡人が所有する農地615㎡と譲受人が所有する農地、これは日吉津なんですが農地537㎡を交換しようとするものです。譲受人は、自宅近くにある農地を取得するため、譲渡人は、通作距離の短縮のため互いの農地を交換することになったものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。又、地元の吉岡委員もよろしくということございました。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ、番号15の淀江町西原について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号15の淀江町西原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、自作予定地に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は66aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（唐来委員）

さきほどの14番で交換取得する予定の隣の農地528㎡を売買により取得しようとするものです。譲渡人の希望で売買することになったものです。

許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

それでは番号16、観音寺新町5丁目について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号16の観音寺新町5丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が小作権解約の条件として、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は88aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、倉敷委員さんに現地調査をお願いしておりましたが、本日は欠席です。事務局何か聞いておられますか。

事務局（道下主幹）

委員に現地を確認していただきましたが、特に問題ないとのことで、許可のほうよろしくとのことでした。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局からの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、8ペ-ジの議案第7号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申につい

て、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号5の福市について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（遠藤委員）

5番の福市でございますが、申請人の有限会社システムズ・エコーは、福市で野坂歯科の受付医療事務を行っている会社です。国道から永江団地に上がるところに三角形の残地85㎡がありますが、そこを駐車場として拡張するものです。住宅用・公共施設が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号5について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号6の奥谷について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（松林委員）

今日の現地調査でいちばん最後に見ていただいたところで、申請人は現在9ヘクタールほど請負作業をしております。農業機械も大型になってきて、我家に収納できないため、あそこの土地に農業機械倉庫を建てたいと申請したものです。あそこを見に行ったところ事前着工みたいにL型擁壁がしてあり、おかしいことがしてあったので、確認したところ、5年ほど前に建設会社が手形が落ちないので半価値でいいから買ってくれということで断りきれずに買って、境界のきわにL型擁壁を建てた。事前着工でありいけないと本人にいったところ、あのようなことになっており申し訳ないと断りをしておられました。土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。あのような形になっておりますが、ご容赦をいただき、許可の方をよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）



ただ今、番号6について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号7と番号8の大篠津町について、関連でございますので、一括審議したいと思います。

つきましては、地元委員として私が説明したいとおもいますので、議長を交代する必要があります。いかに取り扱うのか事務局説明してください。

事務局(田村局長)

今回のケースにつきましては、農業委員会等に関する法律、米子市農業委員会会議規則に別段の定めがないので、この部会において、たとえば議長一任とかの形できめていただき、議事進行していただければよいのではないかとおもいます。

議長(石橋委員)

そういたしますと、議長に一任していただいてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

そういたしますと、議席番号13番の松林委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(議長交代)

議長(松林委員)

そういたしましたら、ご指名でございますので、変わりましたら議事を進行したいと思います。

地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番(石橋委員)

7番と8番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は大篠津町の畑、240㎡と田、214㎡で合計面積は454㎡です。申請者は、市内のアパートに家族3名で生活していますが、手狭になってきたことから、実家近くに住宅

建築を計画されたものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。500m以内に駅等の施設がある農地であり、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでご審議よろしくお願ひします。また、地元委員の山根委員さんからもよろしくということでした。

議長（松林委員）

ただ今、番号7と番号8番について説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松林委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと議長を交代いたします。

（議長交代）

議長（石橋委員）

続きまして、10ページ、番号9の富益町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（竹中委員）

9番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。富益町の畑で、面積は2,708㎡です。

申請者の株式会社ピアベールは、葬祭業を営んでおりますが、事業拡張のため、申請地に葬祭会館の建設を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。

概ね10ha以上の規模の一団の集団農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われます。

又、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、市長と雇用に関する協定書を締結しており、また雇用計画書も提出していることから、転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。また、地元富益の井田委員にお話を伺ったところ、これは地元連合自治会も誘致に賛成しておりますし、隣接の耕作者の同意もありますので問題ないと伺っております。

議長（石橋委員）

ただ今、番号9について説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号10の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（竹中委員）

10番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、夜見町の畑で面積は990㎡です。

申請者は、夜見町と米原に工場を借りてLEDの組立生産を行っていましたが、事業規模拡大と経営の効率化のため二つの工場を廃止するとともに、申請地に新社屋工場・事務所を新設しようとして計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。500m以内に駅等の施設がある農地であり、第2種農地に該当すると思われ。転用については、問題ないと思われ。よろしくお願いいたします。

また、この案件につきましては、農業委員会に申請が出る前に、地元の米川土地改良区の理事さんよりこの計画の話があり、まず、どんな内容なのか確認しようということになり、米川土地改良区の理事、地元実行組合協議会長、この土地の実行組合長、農業委員で社長の所に話を伺い行きました。ことこまかく聞いたわけですが、今はやりのLEDの蛍光管等の組立てをする工場、工場排水等の問題はないとのことでしたので審議をよろしくお願いいたします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号10について説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

6番（安田委員）

ちょっときいてみるが、農免にある境港に向かって左側のあの会社か。

2番（竹中委員）

そうです。

議長（石橋委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号11の蚊屋について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番(松原委員)

11番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、蚊屋の田で面積は337㎡です。

申請者は、左官業を営んでおります。現在、蚊屋地内の土地を資材置場として借りておりましたが、地権者から返還を迫られ、代わりの資材置場を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

500m以内に駅等の施設がある農地であり、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長(石橋委員)

番号11について、地元委員さんから説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号12の古豊千について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番(森中委員)

今日、現地調査でいちばん最後に見ていただいた金居自動車という運送会社が駐車場の増大が必要になったということで、また車の増車を行なうという計画に基づいて駐車場用地を取得しようという計画でして、土地改良区の同意、地元の実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあり、なんら問題ないということで現地調査をさせていただいたところです。

議長(石橋委員)

番号12について、地元委員さんから説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号13の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 4番（高西委員）

13番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は396㎡で、9号線と日本海との間の住宅地域の中にあり、申請者は、土地を購入して普通車16台分の駐車場賃貸業を営もうと、駐車場の整備を計画したものです。

実行組合の排水同意もあります。宅地割合が40%を超える区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

#### 議長（石橋委員）

番号13について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ、議案第9号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。13ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が74件、転貸に係る担い手育成機構借入の設定が7件、それに伴う機構からの転貸が2件ございます。

それでは、15ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号5-1について、審議に入りいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である私、石橋が退席する必要があります。議長を交代いたしたいと思っております。ひきつづき、松林委員さんをお願いいたします。

（議長交代）

（石橋委員退席）

#### 議長（松林委員）

そういたしますと、退席されましたので事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

転貸を除く利用権設定各筆、転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、75筆 114,233 m<sup>2</sup>、畑に関するものが、33筆 36,333 m<sup>2</sup>でございます。

番号 5-1 は、再設定で、財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構より賃借する案件です。経営面積は、831a となります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま番号 5-1 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。そういたしますと議長を交代させていただきます。

（石橋委員着席）

（議長交代）

議長（石橋委員）

続きまして番号 5-2 から 26 ページ番号 5-49 まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

続きまして説明させていただきます。

番号 5-2 は、再設定となっております。

番号 5-3 から番号 5-15 は、借り人の要望による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、3,877 a となっております。

番号 5-16 から番号 5-18 までは、再設定でございます。

番号 5-19 は、借り人の規模拡大による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、3,877 a となっております。

番号 5-20 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、138 a となっております。

番号 5-21 は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、55 a となっております。

番号 5-22 から番号 5-24 は、借り人の要望による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、47 a となっております。  
借り人は、財団法人 鳥取県農業担い手育成機構が行っているアグリスタート研修事業を平成 23 年 3 月に終了された方で、この度、独立して就農されるものです。

番号 5-25 は、再設定となっております。

番号 5-26 は、借り人の要望による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、62 a となっております。

番号 5-27 は、借り人の規模拡大による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、315 a となっております。

番号 5-28 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、183 a となっております。

番号 5-29 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、128 a となっております。

番号 5-30 から番号 5-38 までは、再設定でございます。

番号 5-39 は、借り人の要望による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、42 a となっております。

番号 5-40 から番号 5-41 までは、再設定でございます。

番号 5-42 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、428 a となっております。

番号 5-43 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、105 a となっております。

番号 5-44 から番号 5-45 までは、再設定でございます。

番号 5-46 は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、123 a となっております。

番号 5-47 は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、105 a となっております。

番号 5-48 は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、78 a となっております。

番号 5-49 は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、1,195 a となっております。

以上です。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号5-2から番号5-49まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

9番（森中委員）

ちょっと聞いてみますが、利用権の10aあたりの賃借料についてですが、たとえば5-36が10a当たりkgが57.01となっているが、単位は千円か。

事務局（大許係長）

これは、単位が10a当たりのkgで玄米の現物だと思います。

9番（森中委員）

57.01は57kgと100gということか。

事務局（大許係長）

これは、申請する面積全体で何kgという申請で出ており、これを10aあたりに割り戻すと、こういう数字が出てまいります。

議長（石橋委員）

よろしいでしょうか。ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして28ページから29ページの、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して32ページから33ページの、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、28ページから29ページが農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。



この農地を、32ページから33ページにございますが、転貸する案件でございます。番号5-1につきましては、これまで、それぞれ借り手と貸し手が個別に利用権設定をしていましたが、今回、農地保有合理化事業を利用するものです。

設定後の経営面積は、番号5-1が3,877a、番号5-2は115aとなっております。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が借受けて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

35ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号45から37ページの番号5までの11件を受理しております。

38ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号68から39ページ番号6までの9件を受理しております。

続きまして、40ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号1から番号4の4件を受理しております。

続きまして、41ページ、（4）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、41ページのとおり1件、鳥取地方裁判所米子支部に回答しております。

続きまして、42ページ、（5）農地転用現況確認書交付について、番号56から番号4までの6件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。今回は、会長は欠席のようですが。

事務局（田村局長）

会長の方より1つだけ報告をいただいております。先月、ご審議いただきました農地法第5条、4件については、鳥取県常任会議においてすべて許可になったということをお報告しておいてほしいということでしたので、ご報告させていただきます。

議長（石橋委員）

ただいまの件について、ご意見ご質問などはありませんか。

(意見なしの声あり)

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。  
ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局(大許係長)

はい、そういたしますと5月の部会連絡事項をご覧いただきたいと思います。

まず1番ですが、農業委員会総会の開催についてです。

農業委員会の適正な事務実施についてということで、「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を4月の委員会のときに配布しております。現在、ホームページ等で5月13日まで意見募集をしているところです。現在のところ意見は寄せられておりません。意見募集の結果を受け、役員会で検討し、5月末の総会で決定したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。期日といたしましては、5月30日、31日の2日間、会議室を押さえておりますのでそのどちらかで行ないたいと思います。

2番目ですが、資料配布といたしまして「平成22年度農地法、農振法等に基づく答申結果の概要について」「鳥取県内における農地転用の実態(要約版)」を配布しております。以上です。

4番(高西委員)

いつごろわかる。総会の期日は。予定がはいるかもしれないので早くしてほしい。

事務局(大許係長)

5月13日が終わりました、役員会を開催し、その中で期日を決定したいと考えています。

4番(高西委員)

出来るだけ早くしてくれ。事務局で予定を組んで何日とすればいいのではないか。会議室は今も空いているのか。

事務局(大許係長)

30日と31日を予約しています。

4番(高西委員)

だったら事務局で予定を組んで、何日と決めてしまえばいいのではないか。

事務局（大許係長）

そうでしたら、31日が火曜日ですので、31日ということで進めていきたいとおもいます。

議長（石橋委員）

他になにか意見等ございませんか。他にないようでしたら以上をもちまして第74回農地部会を終了いたします。  
皆さんご苦労さまでした。

閉 会 午後3時45分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

委 員

委 員